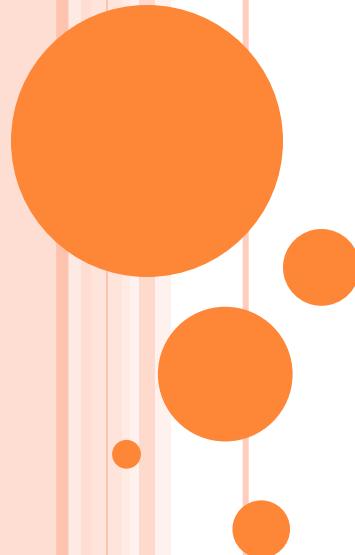


さくら荘・大森健康温泉

今後の取り組みについて



横手市商工観光部商工労働課

I 公共温泉に関する取り組み

◎合併当初、横手市には10か所の公共温泉施設がありましたが、行政関与の妥当性、市財政への影響、民間施設との競合等を考慮し、平成28年3月より、施設の民間譲渡の取り組みを開始いたしました

【● 施設の変遷】(R6.4.1現在)

地域名	施設名	状況
増田	さわらび・ゆーらく	H30.4民間譲渡⇒R2.7市に返還
平鹿	ゆつぶる	譲渡できず⇒市直営継続
雄物川	雄川荘・えがおの丘	H30.4民間譲渡
	三吉山荘	H22.10廃止
大森	さくら荘	譲渡できず⇒市直営継続
	大森健康温泉	H30.4民間譲渡⇒R5.4市に返還
山内	鶴ヶ池荘	H30.4民間譲渡⇒R3.4市に返還
大雄	ゆとりおん大雄	譲渡できず⇒市直営継続

II さくら荘の方向性

★...基本的な考え方

- 市が運営に必要なコストを投じながら、温泉入浴サービスの提供継続を図ります
- 運営は外部団体等に委ねることを基本とし、指定管理者制度の導入を目指します
- 運営経費の圧縮、民間温泉施設とのバランス等を考慮し、入浴料金の値上げについて検討します

④ 「指定管理者制度」とは…

※地方自治体設置の“公の施設”について、民間企業やNPO等を含む各種団体に管理運営を行っていただくための制度となります

※市では、公共温泉施設の管理運営を民間事業者等に委ねたい意向であり、さくら荘につきましても、お引き受けいただける事業者の募集手続きを進めてまいります

★...手続きの主な流れ

①さくら荘を活用した様々な事業提案を募集します



②ご提案いただいた事業内容(企画)等に関する評価、検討を行います



③提案内容も参考に、さくら荘の機能(現行は温浴・宿泊・宴会)を決定します



④指定管理者制度の導入に向けた具体手続きを行います



⑤指定管理者(民間事業者)が決定された後、民間運営に移行します

III 大森健康温泉の方向性

★...基本的な考え方

- 改めて施設の民間譲渡を図ることとし、譲渡条件等を整理しながら令和6年4月より公募手続きに着手します
- 応募者や譲渡候補者がおらない場合は、温泉入浴サービスの提供を終了します
- 温泉以外の活用が見込めない場合は、施設設備の老朽度合や近接地に温泉施設があることを考慮し、施設の廃止に向けた手続きに着手します

☞ 「施設の民間譲渡」とは…

※建物本体、付属設備、備品など一式について無償にてお渡しするものです。なお、源泉についてはさくら荘と共につき、譲渡はいたしません

※土地は譲り渡しせず、施設の譲渡後5年間は無償による貸し付けといたします

★...手続きの主な流れ

①大森健康温泉の運営をお引き受けいただける事業者を募集します



②ご応募いただいた運営企画や業務体制等に関する評価、検討を行います



③評価、検討結果を参考に、施設の譲渡候補事業者を決定します



④譲渡候補事業者と、譲渡条件や運営内容等について協議・調整します



⑤譲渡事業者が正式決定された後、施設譲渡に向けた手続きを行います

IV スケジュール

時期	さくら荘	大森健康温泉
R6.4下旬	・事業提案募集手続き開始	・譲渡の公募手続き開始
7月	・提案募集〆切⇒評価	
8月		・譲渡の公募〆切⇒評価
12月	・指定管理化手続き開始	・譲渡事業者の決定
R7.3	・指定管理者の決定	
7月頃		・民間事業者による営業開始

※指定管理者や譲渡事業者は、横手市議会の議決により決定となります

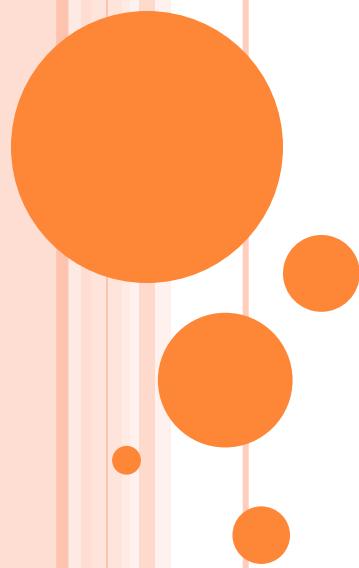
※上記は、募集に対し応募があり、指定管理者や譲渡事業者が議決により決定された場合の想定スケジュールとなります

※指定管理者がおらない場合は、指定管理料や施設管理等に関する条件などを見直し、改めて公募手続きを行います

※譲渡事業者がおらない場合は、温泉サービス以外の活用の検討に着手します

V 募集に関する主な内容

事 項	さくら荘	大森健康温泉
・必ず提供いただく機能	・温泉入浴サービス	
・提案いただく事項	・温浴サービス以外のエリアの利活用法 ・想定する指定管理料 (市の投資額)	・施設運営に関する企画案や業務体制等
・提案事業や応募事業者の評価、検討	・運営上の方針、提案事業の内容、業務体制、財務基盤を重視する	
・評価に関する特記事項	・施設従業員の継続雇用に関する考え方を重視する	



横手市商工観光部商工労働課

☎:0182-32-2115 FAX:0182-32-4021